


庁議付議事案書

開催・平成26年11月5日

所管部課	都市建設部 土木課	部長	内藤 峰 雄															
件名	市道路線の廃止について（市道第1576号線）																	
	区分	<input type="radio"/>	1 審議事項		2 報告事項													
関係事項	条例規則																	
	部課機関																	
1. 要旨																		
<p>(1) 空堀川の河川整備事業により河川区域となり、存置する必要がなくなった市道路線について、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線を廃止するため、同条第3項の規定により準用する同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を得るものである。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>起点</th> <th>終点</th> <th>幅員</th> <th>延長</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道第1576号線</td> <td>東大和市芋窪6丁目1291番6先</td> <td>東大和市芋窪6丁目1293番5先</td> <td>1.82m</td> <td>50.39m</td> <td>91.92 m²</td> </tr> </tbody> </table>							路線名	起点	終点	幅員	延長	面積	市道第1576号線	東大和市芋窪6丁目1291番6先	東大和市芋窪6丁目1293番5先	1.82m	50.39m	91.92 m ²
路線名	起点	終点	幅員	延長	面積													
市道第1576号線	東大和市芋窪6丁目1291番6先	東大和市芋窪6丁目1293番5先	1.82m	50.39m	91.92 m ²													
<p>当該路線については、「東大和市道路線の認定、変更、廃止及び道路の区域変更等に関する取扱要綱」第4条第1項第2号（路線の廃止条件）に適合する。</p>																		
<p>(2) 影響と効果 河川区域内に取り込まれた路線となり、廃止することで適切な処理となる。</p>																		
2. 経過（現時点に至るまでの経過）																		
<p>平成26年10月16日 東京都北多摩北部建設事務所から河川工事の施工通知が送付される。</p>																		
3. 留意事項（問題点等）																		
4. 主管部処理案（検討結果等）																		
<p>平成26年第4回市議会定例会に、議案を提出したい。</p>																		
5. 審議結果																		

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。